

## 住居確保給付金支給スケジュールについて（11月から2月申請まで）

住居確保給付金支給スケジュールと留意点等は下記のとおりです。このスケジュールははじめて申請される方のスケジュールとなります。

※下記スケジュールは住居確保給付金の申請を受理した上で、決定された場合の支給日の目安となるものです。その決定自体は支給日のおおよそ5日前に成されるため、確定したスケジュールではありませんのでその点はご留意ください。

決定までには審査があります。審査時に問合せをすることがあり、連絡等がつかない場合には決定ができませんので、連絡等があった場合のご対応は早急にお願いいたします。

※住居確保給付金の支給は原則3ヶ月以内ですが、受給期間中に収入基準額を超過した場合等要件を満たさなくなった時には、支給中止となることがあります。

※申請受理以降は審査等の都合上、個別のお問い合わせにはお時間がかかる場合や、お答えできないことがあります。

申請受理日	支給決定日 (※決定次第順次郵送のため数日を要します)	初回支給日 支給額	2回目支給日 支給額	延長申請 受付可能月
11月1日から 11月末日	おおよそ 12月18日前後	12月24日 2ヶ月分 (12. 1月家賃相当分)	1月23日 1ヶ月分 (2月家賃相当分)	<b>1月中</b> ※期日には十分注意してください。
12月1日から 12月末日	おおよそ 1月16日前後	1月22日 2ヶ月分 (1. 2月家賃相当分)	2月25日 1ヶ月分 (3月家賃相当分)	<b>2月中</b> ※期日には十分注意してください。
1月1日から 1月末日	おおよそ 2月18日前後	2月24日 2ヶ月分 (2. 3月家賃相当分)	3月25日 1ヶ月分 (4月家賃相当分)	<b>3月中</b> ※期日には十分注意してください。
2月1日から 2月末日	おおよそ 3月18日前後	3月24日 2ヶ月分 (3. 4月家賃相当分)	4月24日 1ヶ月分 (5月家賃相当分)	<b>4月中</b> ※期日には十分注意してください。

### 【 お願い 】

大変お手数ですが、指定された家賃の振込先である貸主や不動産媒介業者等には、「住居確保給付金を申請した。」ことを伝えていただくとともに、支給決定通知が送付された段階で「住居確保給付金が決定したこと。振込み日と金額はいくらになるか。」ということを必ずお伝えください。

二重に家賃の徴収を受けたり、家賃支払い手続きが遅延したりすることを避けるためです。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、指定口座には「メグロジユウキヨカクホウキウキンジギヨウ」名で入金されます。

以 上

問合せ先 目黒区福祉総合課くらしの相談係 電話 03-5722-9370